

ハラスメントの被害にあったら

(相談と対応の流れ、事案対応フロー)

相談者

相談・通報

● 学内相談窓口

人事課・学生課・美術学部事務室・
学生相談室・各学科研究室 など

● ハラスメント相談窓口

● 学外相談窓口

ホットライン・
通報サービスなど

すみやかに事実確認

- ・人事課担当者や学生課担当者が聴き取りを行い、それぞれの事情、状況に応じて、各組織の管理・監督者や研究室の学科長などの適任者が早期解決にあたります
- ・相談者・関係者等に不利益が生じないよう十分に配慮します

当事者間で
合意が見られた場合

- ・窓口担当者が防止委員会で対応することが適当と判断した場合
- ・当事者間で合意(敦済措置等)が困難であると判断した場合など

委員長に報告

調査委員会 の設置

申立者・被申立者・関係者に対して聴き取りを行い、事実関係を確認します

調査要請

報告・提言

ハラスメント防止委員会 の設置

- ・紛争の調停等を行います
- ・調査委員会の報告に基づき対応します

- ・理事長・学長に意見を上申
- ・理事会にて必要な措置を決定

ハラスメント認定

学則・就業規則に沿って必要な措置を講じます

問題の改善、解決へ

* 解決後も必要に応じて相談者へのフォローや大学全体として再発防止への取り組みを行います